

○中小企業等経営強化法

○中小企業等経営強化法

平成十一年三月三十一日号外法律第十八号

〔総理・大蔵・厚生・農林水産・通商産業・運輸・建設大臣署名〕

平成二八年 六月 三日号外法律第五八号〔第二次改正〕

(経営革新計画の変更等)

第九条 前条第一項の承認を受けた中小企業者及び組合等は、当該承認に係る経営革新計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その承認をした行政庁の承認を受けなければならない。

2 行政庁は、前条第一項の承認に係る経営革新計画(前項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認経営革新計画」という。)に従って経営革新のための事業が行われていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。